

第 50 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日 (月)
		午後 5 時 0 0 分～午後 5 時 5 5 分
場	所	大阪市役所 屋上階 (P 1) 会議室

大阪市都市景観委員会（第50回）

1. 開催日時 平成28年11月14日（月）午後5時00分～午後5時55分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	澤	木	昌	典	
委員長代理	嘉	名	光	市	
委員	阿	部	昌	樹	
	岡	田	昌	彰	
	加	賀	有	津	子
	下	村	泰	彦	
	田	中	み	さ	子
	長	町	志	穂	
	橋	寺	知	子	
	山	納		洋	

（2）市側

	横	山	建設局管理部路政課長
	山	向	建設局総務部企画課長
	松	本	建設局公園緑化部調整課長
事務局（都市計画局）	川	田	都市計画局長
	角	田	計画部長
	友	田	計画部都市景観担当課長
	中	西	計画部都市景観担当課長代理
	松	崎	計画部都市計画課 担当係長
	松	村	計画部都市計画課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

（1）大阪市景観計画変更案について

（2）都市景観資源の登録候補（案）について

【浪速区・西淀川区】

3 閉 会

〔配付資料〕

議題（１）関係

- ・資料１ 大阪市景観計画変更案
- ・参考資料１ パブリック・コメントでいただいたご意見等
- ・参考資料２ 大阪市景観計画変更案の主な修正箇所

議題（２）関係

- ・資料２ 浪速区の都市景観資源の審査結果について
- ・資料３ 西淀川区の都市景観資源の審査結果について

4. 議事の概要

○中西都市景観担当課長代理

定刻がまいりましたので、只今より第50回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理中西でございます。よろしくお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、現時点で委員11名中9名の御出席をいただいております。長町委員につきましては、遅れて御出席いただけると伺っております。また、中嶋委員につきましては、本日は都合が合わず欠席と伺っております。

議事に入ります前に、配付資料の御確認をお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の資料の一番上に、議事次第を置かせていただいております。次に、出席者リスト、裏面が配席図となっております。以降、資料が続いております。一番上に、分厚くなっておりますが、大阪市景観計画変更（案）、続きまして、参考資料1、パブリック・コメントでいただいたご意見等、参考資料2、大阪市景観計画変更案の主な修正箇所となっております。次に、クリップ留めになっておりまして、資料2、浪速区の都市景観資源の審査結果について、資料3、西淀川区の都市景観資源の審査結果についてとなっております。

以上でございますが、もし不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○澤木委員長

皆さん、夕刻からお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思えますけれども、その前に委員会運営要綱3の(3)に基づきまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思えます。本日は、岡田委員と加賀委員のお二人にお願いしたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に従って2番の議題に入っていきたいと思えますけれども、本日は大阪市景観計画変更案について、前回の委員会のあと、パブリック・コメントを市で実施されていまして、市民の方々からいただいた意見等を御報告いただくことになっております。

その意見を踏まえまして、一部景観計画の変更案を修正されているということですので、その説明をお聞きして、さらに皆さんから御意見を伺おうと思えます。

本日の委員会以降の進め方ですけれども、12月にこの景観計画変更案を都市計画審議会に諮る予定と聞いておりますので、変更案の修正の説明のあと、今後のスケジュールなどもあわせて説明いただければと思えます。

先ほど資料一覧のところがありました、参考資料1に御意見、それから参考資料2に主な変更点ですね。参考資料1の後ろです。ゼムクリップで留めてある3枚目に修正を加えたところを説明いただいておりますので、こういったあたりを中心に進めていただいて、委員の皆様から全体を通したご意見をいただきたいと思っております。

そうしましたら、事務局から説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○事務局

それでは、議題1の景観計画変更案について御説明させていただきます。

前回のこの委員会は8月1日でしたけれども、その後必要な修正を行いまして、9月6日に屋外広告物審議会にも諮りまして御了承いただいております。そして9月20日から1カ月間パブリック・コメントで意見募集を行ってまいりました。

本日、お配りしております景観計画の変更案は、先ほど委員長からも御説明ありましたが、そのパブリック・コメントの意見を踏まえて若干の修正を加えております。ほぼ完成形だと思っております。

スケジュールを先に御説明させていただきます。

景観法の規定におきまして、景観計画を定めようとするときは、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされており、来月に本市の都市計画審議会の開催が予定されておりますので、そこに諮ってまいりたいと考えております。ですので、本日は、その最終確認というように考えております。

都市計画審議会の後は、必要な事務手続を行いまして、来年に告示までもっていきまして周知期間、あるいは我々の準備期間を考慮しまして、来年10月からの施行というように考えているところです。

それでは、パブリック・コメントでいただいた御意見について、御説明させていただきます。参考資料1をご覧くださいと思います。

パブリック・コメントの内容を記載しております。

あと、委員の先生方に限り、お手元の緑色のファイルにペーパーを挟んでおります。この参考資料1より少し原文に近い形での御意見と大阪市の考え方の素案。あくまで、まだ事務方の素案で外に出せるものではないんですけど、イメージをつかんでいただくために挟み込ませていただいております。参考に併せてご覧くださいと思います。

受け付けました意見の数ですけれども、参考資料1にもありますように、意見通数は12通。意見の数にしますと29の意見をいただいております。

その12通の内訳ですね。性別、年齢、住所などはそこに示すとおりです。

いただいた御意見を簡単に紹介しますと、その裏面からですけれども、景観施策の体系に関する御意見、1番のところとしまして、景観の現状や特性が丁寧に記載されている、あるいは施策体系としてわかりやすくなったというお褒めの意見をいただいております。

その次、景観施策の展開の方向性に関する御意見としまして、1つ目が、100メートル以上の高層ビルの室内照明を休みの日にも点灯することで、都市夜間景観を演出してはどうかとか、あるいは水上からの景観づくりのため、水辺の木々の剪定・整備を検討していただきたい。あるいは大阪を象徴する景観資源の周辺において、屋外広告物などを徹底排除してはどうか。4つ目が、生駒山の山並みなど、眺望の確保・保全について検討いただきたいといった御意見がありました。

続いて、景観計画に基づく景観形成の取り組みに関する御意見としまして、順番に、重点届出区域はどのように増やしていくのか、その考え方などを記載しておくべきだと。あるいは中之島区域から川の対岸が外れることになるのは残念だと。あるいは中之島地区の

景観形成は東部、中部、西部に分ける必要がある。安治川・川口・富島地区も河川景観配慮ゾーンとして何らかのコメントを加えてほしい。大阪駅周辺、中之島、御堂筋、そういったところにおいては、増加する景観阻害要因対策をしてはどうかといった御意見をいただいております。

また、一般区域に関する御意見といたしましては、都心部だけでなく、一般の人々が生活している空間こそアプローチされるべきである。あるいは飛田をどのように考えているのか明示すべきといった御意見がありました。

続きまして、景観配慮ゾーンについてというところで、河川景観配慮ゾーンは毛馬閘門まで広げるべきという御意見をいただいております。これは実際今の案でも、既に範囲に含まれております。

あと、特徴的な景観要素と景観配慮ゾーンの関係がわかりにくいという御意見をいただきました。

次のページですけれども、良好な景観の形成のため行為の制限、いわゆる基準のところですが、まず植栽についての基準で、地域に残された緑が敷地内になれば意味がない基準であるという表現の指摘。あるいは夜間景観についての基準は、具体的に何をすればよいのかわからない。あるいは材料についての基準は、経年変化することによって味わいを深めるものがあるという、表現のところの御指摘をいただいております。

あと4番、屋外広告物に関する行為の制限に関することとしましては、1つ目が、道路上空の突き出し看板については原則認めないように記載してほしい。

2つ目が、京都市のような既存不適格への強い姿勢を望むといった意見。あるいはその逆に、3つ目、ネオンサインの広告も規制されていくと、大阪の観光文化も衰退していくと思う。あるいは御堂筋の長堀通以南のエリアは、重点届出範囲からは除外、もしくは意匠等基準は他地区と同じとせず、それぞれのまちの特性を考慮した誘導を希望するといった御意見がありました。

5つ目、景観重要公共施設の指定についてというところでは、以前の景観委員会でも御議論いただきましたが、堂島川、土佐堀川にかかる橋梁も指定に加えることを検討いただきたいという御意見がありました。

6番、景観協議における具体の誘導のところ、事前協議のメンバーには、屋外広告業界からも参加していただきたいとか、目標とする景観イメージを具体的に示すことで、より実効性のある景観計画になると思うという御意見いただきました。後者の意見につつま

しては、現在事業者向けの届け出の手引き一マニュアルを作成しているところです。

景観まちづくりや普及啓発に関する御意見としましては、活発な市民や事業者に行政から働きかけるような施策があってもよいのではないかという意見のほか、次はシンポジウムの参加者からの質問にも同じものがありましたけども、景観形成が企業の価値を高め、儲かることにつながるということを意識してもらうことが大切だという御意見がありました。

このほか直接、景観計画に関するものではありませんが、市民のマナーの啓発とか、開かれた公共事業というんですか、あるいはうめきたの計画に関する御意見をいただいております。

いただいた意見につきましては、主な基準の表現のところとか、あるいはわかりにくいといった表現について今回修正を行っております。

そのほか、施策の展開の方向性につきましては、これまでの景観委員会での御審議、御議論も含めまして大阪市としてはこう考えます、あるいは今後の課題として検討していきますといった、大阪市としての考え方を今後、関係部局とも調整した上で公表していきたいと考えております。

では、パブリック・コメント等の意見を踏まえて、修正したところを次に御説明いたします。

参考資料2、A4横のペーパーで景観計画変更案の主な修正箇所という資料を用意しておりますので、あわせてご覧ください。

まず、1つ目ですけれども、今回の景観計画は施策全体の体系を整理したのになりますけれども、景観協定制度に関する記載が不足しておりましたので、今回記載を加えております。

具体的に言いますと、地域景観まちづくりのところ、地域の合意形成が大きく進んだ場合にルールの実効性を担保する手法の一つとして、この本編でいきますと、43ページの一番下ですね。景観まちづくりの支援のところ、「景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。」という、方向性について記載したのと、あと具体の取り組み方については、131ページのとこまで飛びます。131ページの(4)景観協定制度の活用というところに記載しております。具体的内容としましては、一番後ろのところ「地域景観づくり協定制度から発展させる、あるいは併用することで、地域の個性ある景観形成を実現し、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進します。」という

記載をしております。

続きまして、パブリック・コメントで御指摘ありました、基準のところですね。景観形成基準の表現について修正を加えております。

まず、緑に関してなんですけども、資料の57ページをご覧くださいと思います。何回か同じ方針基準が出てまいりますけども、都心景観形成区域のところでは御説明させていただきます。

57ページの一番上ですね。「地域に残された緑はできるだけ保全し、」というくだりから始まる方針がございます。

実はパブリック・コメント時には、基準と方針の中で基準の方にあった表現でして、59ページの真ん中より少し下、植栽のところの上町台地景観形成ゾーン、ここは今「地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。」とあるんですけど、ここにあった表現を方針にもってきております。

「地域に残された緑はできるだけ保全し、」というのは、敷地の外にある場合には、これを基準とするのは不適切ですので、その内容を方針に移しまして、基準は「地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。」と今回改めております。

もう1つ、参考資料2の裏面にまいります。

全ての地区にある基準ですけれども、例えば59ページの上に材料の基準を記載しております。「外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの」「又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。」というふうに改めております。これはもともと、「汚れにくいもの、」「経年変化に耐え得るもの」という表現をしていたんですけども、経年変化によって味わいを深めるものがある、あるいは洗い流せば新品同様となる外壁でいいのかと原文にありまして、確かにそうだなということで、今回「汚れが目立ちにくいもの」「経年により景観を損なうことがないもの」と修正しております。

続きまして、107ページの(1)屋外広告物に関する基本方針のところでございます。

パブリック・コメントの御意見で、それぞれのまちの特性を考慮した誘導を希望するという御意見がございました。もともとそういう趣旨でずっと書いてきたつもりではいるんですけども、この107ページの部分が少しわかりづらかったのかなと思ひまして、今回その107ページの(1)の最後ですね、「風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。」というふうに、一律

な規制をするものではないということをごここに置いて修正しております。

あと、方針だけ書いて基準は今回変更してないんですけど、御堂筋地区、堺筋地区の長堀通より南は、ほかの地区よりも低層部の設置可能な面積を大きくしています。それでも御堂筋、堺筋ですから一つ一つの広告物の意匠については一定落ち着いたものにしていただきたいと思っております、意匠基準については修正しておりません。

その他関係がわかりにくいという御意見もあり、あと、本市の関係部局からも何か所か、修正の指摘を受けていましたので、それらの部分を含めまして、再度全体的に精査して、てにをはの修正も含めて、内容の変わらない範囲で、できるだけ誤解がないよう、わかりやすく修正をかけております。

もう一つ、参考資料2には記載していないんですけども、53ページの届出対象行為のところ少し修正を加えております。53ページの届出対象行為の、特に工作物のところですけども、市の法規担当と表現の確認をしている中で、修正を加えたほうがいいんじゃないかという意見もあり、特に届出対象行為ですので、曖昧な表現は避けるべき箇所だということで、今申し上げた部分を始めとしまして幾つか表現を改めております。

修正点の説明は以上でございます。簡単ですけども、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○澤木委員長

ただいま事務局より、景観計画変更案のパブリック・コメントを受けての修正点につきまして御説明ありましたけれども、皆さんから御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

一応、今日はこれまで議論してきたものをパブリック・コメントのご意見をいただいた形での確認ということになりますけれども、お気づきの点とか、今の説明で少しわかりにくかった点とかございましたら、お願いしたいと思っております。

大きくは、景観協定のところが131ページの最後ですけども、(4)という形で1つ項を追加されて、この辺をしっかりと書き込んだということになっておりますけれども、この書きぶり自身はパブコメを経てないので、文章でわかりにくいところがあったらおっしゃっていただければと思っておりますが、協働による景観まちづくりの推進として、景観法によらない(2)の地域景観づくり協定、こういうものを地域でつくっていただいたら、それを市が認定するというところですけども、その次のステップとして、景観協定、景観法の協定に移行するっていう、そういうところの活用まで踏み込んで書いたということだ

と思いますけども、いかがでしょうか。

あとは表現の修正なので、意見を言いにくいところですけど、ほかでもお気づきの点があれば。

下村先生。

○下村委員

修正案のところではございませんが、107ページの屋外広告物に関する行為の制限。ここのイメージ図が一番下に載っているんですけど、左から右のときに、右がカラーじゃなくなっているんで、これでもいいのかなと思うんですけど、これ左のABCって看板ありますよね。このベースは青の帯になっているのですが、右に変えると、全面赤にされているように思うんですね。確かにベースカラーを変更することはあると思うんですけど、これ他の広告物とは逆に面積が増えているイメージなのか、もしくはこれは切り文字であるならばベースは白っぽくするか、ちょっと変えておいたほうが、これが理想形ならブルーを全部赤っぽくして大丈夫かなっていうのがありまして。

先ほど説明を聞いていて下を見ると、ほかの大きな看板類は確かに小さくなって色も彩度を落としていますかね。申し上げたところは、強調を逆にしてるんじゃないかという気がします。

こういうふうなモードを入れられているところと入れられてないところがあるので、わざわざ入れる内容になると思うと少し修正しておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。まず1点です。

○澤木委員長

どうぞ、事務局。

○事務局

ありがとうございます。そうですね。確かに広告物の意匠のところでは色彩は高彩度の利用を抑えるというような基準も入れておりますので、修正できるかどうか検討いたします。ありがとうございます。

○澤木委員長

これ、手書きの絵なんですかね、ベースは。

○事務局

そうです。

上から色を塗れるかどうか、技術的なところもあります。

○澤木委員長

コンピューターでCGで書いたらすぐなんですけどね。

確かに、ABCの部分が赤で広がっているような感じがする。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。橋寺委員。

○橋寺委員

イラストのことでお聞きしたいんですけど、各路線のイメージがずっと載っていて、103ページの中之島地区だけ写真なんですけれど、1枚だけ写真で。ここは風景としてはできているというか、当分変わりそうもないところなのでいい気もするんですけど、現実の絵が出てくるのはこれだけなんですけれど、これはそういう方針でしょうか。

○事務局

そうです。ほかの重点届出区域は結構延長が長いところですので、イメージをつくりやすかったんですけども、中之島についてはイメージをつくると絵を描いても結局、写真と同じになるというところからスタートして、結果的に写真になってしまっています。すみません。変な答えですけども。

○橋寺委員

この写真かどうかっていうのは、議論があったなと思って、パブコメでも出てたのが、中之島って長いので、風景が今も全然違っているのが難しいと思うんですね。

でも1つ、ばんとここだけ出たら、逆にこうイメージがついちゃって難しいなという感想でどうしようもないんですけど、思いました。

○澤木委員長

ありがとうございました。

○事務局

これも今回今すぐ直すのは非常に難しいんですけども、次、また時点修正というか、そういうことをするときには、他のエリアのパーツも含めて、より適切なものにしていきたいと考えております。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。イメージと言いながら、リアルな実像が出てるのは確かに違和感がありますね。

○事務局

補足しますと、基本的に中之島だけは、今あるいい建物を保全するっていう、他のところはよりよくしていく、創出していくに対して、中之島については保全するという意味で、地元とも意見交換で確認して写真でよかろうということで、こういう形にさせていただいてます。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。

長町委員は今お見えになりましたけど、一応事務局からパブリック・コメントを受けた形で修正の箇所を説明いただきまして、委員の皆様から全体通した最後の御意見をいただいているところです。

特に、あとは御意見ないということによろしいですかね。

そうしましたら、無駄な時間を使ったら申し訳ないので、一応本日事務局から示していただいた景観計画の変更案について、先ほど御指摘いただいた103ページと107ページのイメージ図と写真の扱いにつきまして、少し違和感を訴えていただきましたので、最終までに直せばその辺を微修正していただく。

この写真もフォトショップとかを使うと絵のように一瞬でできるので、そちらにするのもあるのかなと思いますけど、地元の方の御了解を得ているという話があったんで、このままいかれるのかなという部分もありますけども、事務局で技術的な可能性を少し検討いただいて、最終案としていただきたいと思います。

その辺も含めた全体の修正内容につきまして、まだ細かく見ればてにをはの修正とかもあるかもしれませんので、事務局で書き込んでいただいたものを私の方で確認させていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

このスケジュール、先ほどありましたように、12月に都市計画審議会に諮って意見を聞くと。2月ごろに成案となり告示されるということで、来年の10月ぐらい秋——約1年後ですけれども、実際の施行ということになりますので、前々回ぐらいからここにある実際に運用していく上での事業者向けのマニュアルですかね。こういったものを今つくっているということですので、わかりやすい物をつくっていただくように重々お願いしたいと思います。

そうしましたら、この大阪市景観計画の変更案につきましては、以上ということで一区切りにさせていただきまして、本日もう1つの議題ですね。都市景観資源の登録候補

(案)につきまして、浪速区と西淀川区について審議をしてみたいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

では、都市景観資源の登録候補(案)につきまして、まず浪速区の審査結果について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

浪速区での募集につきましては、浪速区役所が昨年7月1日から9月30日にかけて行いまして、応募件数としましては31件ありました。

浪速区役所から全31件の推薦をいただき、ことし5月18日、6月1日に現地調査を行っております。

現地調査では、部会委員に加えまして委員会から山納委員に御参加いただき、現地調査での評価、コメント等を踏まえ、7月25日に審査を行っていただきました。

審査結果につきましては、以下に記載しておりますが、美観性、地域性、歴史・文化性、認知性などの評価基準を下に都市景観資源としてふさわしいかどうかを御審議いただき、結果27件について最終候補案とすることになりました。

物件番号1番から順に御説明させていただきます。パワーポイントとあわせてご覧ください。

まず1番につきまして、所在地の地名が「稻荷」ということもあり、地域のランドマーク的な存在であり、歴史・文化性に加え地域性も有していることからマルとしております。

2番ですけれども、商いのまち大阪のシンボリックな存在であるということからマルとしております。

3番ですが、100年以上地域住民の足として活躍し、歴史性、認知性、地域性ともに有しているといったことからマルとしております。

次、4番につきましては、具体的対象が見出し難いといったことから、今回審議結果はバツとしております。

5番、大正初期に開設された歴史ある市場であり、認知性や地域性も有しているといったことからマルとしております。

次、6番、通天閣と一体となった景観が美観性を有している。あと認知性や地域性も有しているといったことからマルとしております。

次、7番ですが、国の登録有形文化財であり、独特の幾何学模様など細部にもこだわった高い美観性を有するといったことからマルとしております。

次、8番ですが、近代建築の名作として美観性を有し、戦前期のにぎわいを伝えており、また認知性、地域性、文化性といったことを有していることからマルとしております。

次、9番ですが、昔ながらの店舗も多数ありまして、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

次、10番ですが、いちょうの四列植栽は景観形成に寄与するもので、認知性、地域性も有しているといったことからマルとしております。

続きまして、11番、明治33年開業以来、長い歴史を有している。また、認知性、地域性も有しているといったことからマルとしております。

次、12番。曲線美をはじめまして、数多くの特徴をもった美観性を有する建築であり、リノベーションにより積極的に活用されているといったことからマルとしております。

次、13番、2つの神社が相殿となっているところに特徴があり、それぞれが歴史性を有している。また、地域との関係性も深いといったことからマルとしております。

続きまして、14番、色彩や独特の形状が美観性を有し、また若者文化・音楽拠点として認知性も高いといったことからマルとしております。

次、15番、食いだおれのまち大阪を支えてきた歴史に加え、認知性、地域性も有しているといったことからマルとしております。

次、16番ですが、寺院の歴史性に加えまして、大阪府名勝に指定されている庭園が秀逸であり、美観性も高いといったことからマルとしております。

次、17番、こちらにつきましては、メンテナンスが十分でない上、特筆すべき特徴もないといったことからバツとしております。

次、18番、緑や庭園的要素が積極的に施設づくりに取り込まれている上、日々のメンテナンスも十分に行われて、また認知性、美観性、地域性も有していることからマルとしております。

次、19番、個性的な外観をもつ施設であって、地域文化の醸成に寄与しているといったことからマルとしております。

次、20番、ルネッサンス様式の外観は保存状態もよく非常に美しい、また認知性、地

域性も有していることからマルとしております。

次、21番につきましては、22番とも併合しまして、時代の流れとともに発展し、新しい文化の発信地として認知性や歴史・文化性を有している。また地域性も有していることからマルとしております。

次、23番、全国でも珍しい履物のまちとして歴史を伝えている。また、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

次、24番、アカエイを祀り、このあたりが漁師町であった歴史を伝えており、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

次、25番、緑豊かなアメニティに加え、河川に斜めに向けられた独特のフォルムは美観性を有し、シンボリックな構造体として認知性、地域性も高いことからマルとしております。

次、26番は27番と併合しまして、ミナミのランドマーク的存在であり、船着き場は河川の親水性を高め、水辺のにぎわいに不可欠であるといったことから、資源として適切であるとマルとしております。

次、28番、ストリートダンスの聖地として広く認知されており、場を生かす取り組みが活発に行われており、地域性も有しているということでマルとしております。

次、29番ですが、ビルの谷間にある貴重な緑地空間であり、近隣住民自身が緑の手入れや活用の取り組みを行っていることから、認知性、地域性も有しておりマルとしております。

次、30番、真紅の異国風の外観が目を引き美観性を有している。また、浪花百景にも描かれており、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

次、31番、独特の威容を誇っているが、舞台の床や壁面、天井の意匠など非常に繊細につくられている。また、地域の代表的な景観となっており、認知性や地域性も有していることからマルとしております。

続きまして、西淀川区の審査結果について御説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

西淀川区の募集につきましては、区役所が昨年8月1日から9月30日にかけて行いまして、応募が51通。内容に重複がございましたので、応募件数としては36件ございました。そのうち区役所から27件の推薦をいただき、ことし5月30日、6月6日に現地調査を行っております。

現地調査では、部会委員に加えまして委員会から阿部委員、山納委員に御参加いただき、現地調査での評価、コメント等を踏まえまして、7月25日に審査結果を行っていただきました。

審査結果につきましては、以下に記載しておりますが、審議の結果21件について資源の最終候補案とすることになりました。

物件番号1番から順に御説明させていただきますので、パワーポイントとあわせてご覧ください。

まず、1番ですが、地域の自然的空間としての意義が高く、認知性、地域性も含め資源として価値があることからマルとしております。

2番ですが、当企業の歴史を伝えており、歴史性、文化性も有しているといったことからマルとしております。

3番につきましては、工場地帯に貴重な緑地空間を創出し、市民に開放していることに加え、認知性、地域性を有していることからマルとしております。

4番につきましては、特段の美観性を有しているとは言えず、資源とするだけの特段の価値を有していないということからバツとしております。

5番につきましては、住吉神社としての認知性や地域性が高い上、歴史的、文化的価値も有していることからマルとしております。

6番につきましては、河川敷自体が区民の散歩やジョギングコースなどとして親しまれて、認知性や地域性を有していることからマルとしております。

7番につきましては、自転車道として特段の特徴がなく美観性を有しておらず、歴史性や文化性も特段有していないことからバツとしております。

8番につきましては、漁民ゆかりの地という地理的特徴や紀貫之の歌碑を有することから歴史性、文化性を有している。また、地域性も有しているといったことからマルとしております。

9番につきましては、このビル自体に美観性にすぐれているとは言いがたく、認知性、地域性も乏しいことからバツとしております。

10番につきましては、地域の産業にかかわる歴史的景観が残されており、また、ほこら自体も地域住民によりよく管理されており、認知性、地域性を有していることからマルとしております。

11番につきましては、この水門自体に美観性はなく、その他の特筆すべき価値も見出

しがたいということでバツとしております。

12番に、新田開発の歴史を伝えるといった歴史性を有し、地域住民からも親しまれ認知性、地域性も有していることからマルとしております。

13番の倉庫群につきましては、景観に美観性はなく、その他の特筆すべき価値も見出しがたいことからバツとさせていただきます。

14番、自然的な海浜景観と人工的な阪神高速のコントラストは景観資源に値すると言えるということからマルとしております。

15番、地域特性や歴史が反映されている上、水門自体が淀川河川敷や船だまりの景観と調和してといったことから景観資源として適切とマルとしております。

16番、地域を代表とする水辺の緑地空間ということで、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

17番、「一夜官女祭」の神事を通して今もなお歴史性や文化性を伝えており、景観資源として適切ということからマルとしております。

18番、認知性が高い上、歴史的・文化的価値も有していることからマルとしております。

19番、特徴ある洋風建築は美観性を有し、歴史・文化性も有していることからマルとしております。

20番、一般に開かれたお寺ではない上、美観性などの特筆すべき価値も見出し難いことからバツとしております。

21番、歴史・文化性を有している。また、地域の景観要素として認知性、地域性も有していることからマルとしております。

22番、地名とも関連した伝承も残っており、歴史性・文化性に加え、高い地域性も有していることからマルとしております。

23番、境内がよく手入れされており地域住民に親しまれている。また、認知性、地域性も有していることからマルとしております。

24番、歴史性・地域性を有しており、景観資源として適切とマルとしております。

25番、社殿の創建も古く歴史・文化性を有し、近隣住民からも親しまれ地域性も有していることからマルとしております。

26番、曲面が強調された区役所庁舎、公共施設が集中しており認知性、地域性も高く、西淀川区のシンボリックな場所であるということからマルとしております。

最後 27 番、昭和 11 年築とその歴史は古く、西淀川区のものづくりの歴史を感じさせている点で、歴史・文化性や地域性を有していることからマルとしております。

以上、審査結果になりますが、もし部会で判断し難いものがございましたら、委員会での御審議をお願いしていたところでしたが、今回の浪速区・西淀川区の物件につきましては、全件部会にて登録候補案の選定まで行うことができました。

本日の委員会で御承認いただければ、今後所有者への意向確認等、登録に向けた手続を行いたいと考えております。

なお、残りの未登録であります東住吉区と西成区につきましては、来年度の登録に向けて手続を進めております。

以上でございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。

ただいま、浪速区と西淀川区につきまして、都市景観資源の審査結果について部会の先生方、それから山納委員と阿部委員には現地調査に行っていたということ、お願いした結果でございますけれども、資料 2 の浪速区は 31 件の応募があって、区からもそのまま 31 件が推薦され、部会で見ていただいた結果、4 件は除外したほうがいいんじゃないかということで、27 件を都市景観資源に登録したらどうかという案をいただいております。

それから資料 3 の西淀川区は、応募は 36 件、資料 3 によると 51 通の応募があったんですけど同一物件があったので 36 件に集約できたんですが、そのうち 27 件について区から推薦があったので、この 27 件を対象に審査をしていただいたということです。区から推薦がなかった 9 件は除外されているという資料の記載がございます。

27 件のうち、6 件が除外という形で、21 件を都市景観資源の最終候補にということで部会で審査をいただきました。

この審査結果、今スライドなんかも見せていただきながら説明いただきましたけど、何か御質問とか、御意見ございますか。

何かあれば、部会の先生方にも少し補足説明をしていただくような形で対応しようと思っておりますけど。よろしいでしょうか。

実際に場所がよくわからないものとか、公共の場から望見できないもの等々を中心に、登録資源とするにはふさわしくないものを外していただいている形になっておりますけれ

ども、よろしゅうございますでしょうか。

私も初めて聞くような発見、はきはきタウンとかこういうまちなかの発見があって、一緒に行ければよかったですけれど。

そうしましたら、特に、皆さんから御異議ないということでしたので、この審査結果については異議なしということで、このまま手続に入っていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

今後は、登録に向けて所有者の意向確認をしていただきながら、手続を進めていただくこととなります。

審査いただきました下村部会長初めまして、岡田委員、田中委員、橋寺委員、御負担をおかけしました。ありがとうございました。

それから、山納委員には現地調査、両区とも行っていただき、阿部委員には西淀川区の現地調査に行っていただきありがとうございました。

どうぞ。

○阿部委員

でんでんタウンとか、ほかのところもそうなんですけど、例えばその掲出物が屋外広告物条例に違反しているみたいな、こっちでは確かに地域性があるよねって指定して他方で、広告物条例に違反してるよねっていうのはチグハグだなって感じがするんですけど、それはどのような方針でやっているのか確認しておきたいんですけども。

○澤木委員長

いかがですかね。

これは違法建築については、問題ありという形で昔議論になったことがありましたけども、広告物になるとかなり。通りの中にたくさんありますので。

○事務局

建築単体については、明らかに建築基準法に違反していないかどうか確認はしているんですけども、今回の日本橋のように、面的に指定するエリアの広告物まではやり切れてないっていうのが正直なところでございます。

○澤木委員長

方針としてはどうでしょうか。こういった都市景観資源に認定されたってあたりで違法看板は排除いただくような形で、地域にこれを機会に訴えかけていくところもあるんですかね。あの特徴は生かしていただきながら、法律に違反しているような設置物について

は除却いただくような形の協力もあわせて進めていかないと、阿部委員の御指摘のような矛盾が生じてしまって、説明責任が果たせなくなりますね。御検討いただければと思いますが。

○事務局

検討させていただきます。ありがとうございます。

○澤木委員長

下村委員。

○下村委員

委員の先生方の御協力で、2つの区で件数的には六十弱出していただきましたけど、いつも議論になるのが、今日のパワーポイントのところに番号での御紹介がありましたけど、名称の確認も一緒に次回からやっていただければいいかなと。

○事務局

そうですね。

○下村委員

ここに書かれている名称、今回は資源部会でそれほど議論がなかったので、この名称でいいだろうとなっていたと思うんですけど、見ていただいて、どこかとどこかを一緒にするという話があったときに、1つの名前で括ったりしていますので、その辺も含めて御了承をこの委員会でいただくほうがいいかなと。

今回は、この名前を最初にリストアップいただいて、パワーポイント見せてもらったので、そこに名称を挙げておいていただいたら一緒にそれも確認することになるかと思いますが、今回は御了承いただけたということですが、次回からはそういうような配慮があるかなと思ひまして。

○事務局

名称につきましては、我々も悩んだんですけども、バツになる恐れがありますし、今の時点でバツのものもありますので、個人情報に関係であえてテーブルには名称つきのもので、今日は傍聴の可能性も当然ありましたので、一般に公開されるものについては名前を控えて番号にさせていただくという、工夫をさせていただきました。

○下村委員

できたら名称まで確認を委員会でしていただけるのがいいのかなと思ひてます。

○澤木委員長

部会でこの名称については議論いただきたいというものを挙げていただくような形で運営していけば。今日は部会から資料2、3に提示している名称という形で、これは個人情報との関係で公開できないものもあるので、委員はこれを目視した上でさっきの説明を聞いていただいで理解したということになるわけですね。

よろしいでしょうかね。資料2、3に一応こういう名称で追って行って、部会でもこの名称で、併合したものは2つほどありますけれども、併合先の名称でよろしいという形で御提案いただいでいまして、特に、皆さんからも御異議なかったと思いますので、この形で御承認いただいたということに進めたいと思います。どうもありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それじゃあ、今日の議題はこれで終わりということになりました。

ちょうど委員の任期がこの11月までで、全員ではないんですけれども、多くの委員の方々が退任でございまして、私も今期で退任ということで、最後に何か一言書いてありますので、皆さんの熱心な御審議のおかげで最初の議題にあった大阪市の景観計画ですけれども、これまでは全域が景観計画区域という位置づけのところ、いろんな要綱をあわせて運用してきたところが一本化されて体系だって整理できたってことは、一つの大きな成果だったと思いますけれども、実際これが運用されていくとやっぱりここはわかりにくいとか、用語がかぶっていて区別がしにくいとか、いろんなところが出てくると思いますので、その辺をまた次の任期の委員の先生方で、よりよいものにしていただいでいたらいいなと思いますけども。

私は10月から都市計画審議会の委員にも入れってという形になって、その中で都市計画審議会の会長を任命されていますので、次はこれを都市計画審議会で意見を言う立場で、また審議をするみたいなことで複雑な気持ちになっておりますけれども、私自身は都市計画審議会に移りますが、都市景観委員会とはまた、表裏一体の関係がありますので、タイアップしながら大阪市の都市計画それから都市景観向上に努力していきたいと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいということで、御挨拶にさせていただきます。優等生的な御挨拶でしたけども、それじゃあ進行を事務局にお返ししますのでよろしくお願ひします。

○中西都市景観担当課長代理

本日は、熱心な御議論、また貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

最後に、川田都市計画局長より一言御挨拶申し上げます。

○川田都市計画局長

2年間にわたって、この景観施策のあり方について非常に中身の濃い議論をしていただきまして、どうもありがとうございます。最初に景観計画をつくってから、こんなに長く深い議論を見せていただいたのは初めてでした。本当にありがとうございます。

それと澤木委員長もおっしゃいましたけど、ちょうど任期交代になりますので、最後になられる先生方もおられます。本当にありがとうございました。

12月の中旬の都市計画審議会では報告をして、意見を頂戴すると。そのあと、来年の2月、3月の議会で都市景観条例の改正を上程して審議をしていただいて、3月に可決をいただく予定で進めたいと思っています。来年の10月ごろには、この景観計画が施行できるように進めていきたいと思っています。

今回、景観計画をつくってやはり、これが本当にしみ渡るといえるんですか、市民の方、事業者の方に広く伝わるということが非常に大事だと思っています。私どもも必死で伝えようとしているんですけども、「伝えること」と「伝わること」は多分違うと思いますので、できるだけ伝わるように、いろんな啓発の仕掛けとかをしていきたいと思っていますし、今回幾つかパースとか写真を入れているんですけども、もう少し具体的なイメージがわかるようなマニュアル、ガイドラインもつくる予定にしておりますが、そういったことを通じて関係の方々の景観に対するマインドが上がるように、我々も頑張っていきたいと思っていますので、また引き続きアドバイスをお願いしたいと思っています。本当にいろいろ深い御議論いただきましてどうもありがとうございました。

○中西都市景観担当課長代理

ありがとうございました。

本日いただきました御意見を踏まえまして、例えばパースの修正ですとか、澤木委員長への最終確認を経て、今後、都市計画審議会など手続を進めてまいります。

これを持ちまして、第50回大阪市都市景観委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。